

ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等日常生活支援事業とは？

ひとり親家庭のお母さんやお父さん等が、自立促進に必要な事情などにより、保育サービスなどを一時的に必要とする世帯へ家庭生活支援員を派遣し、必要な支援・保育等を行うものです。

この事業を利用できる対象者は？

市内在住のひとり親家庭で、次のいずれかの事情でお困りの方

①自立促進に必要な場合

→技能習得のための通学、就職活動など

②社会的に必要な場合

→病気、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、学校の公的行事への参加など

③生活環境等が激変し、日常生活に支障が生じている場合

→離婚して間もない世帯など



どんなサービスが受けれるの？

①生活援助サービス（食事の準備や掃除など、日常生活の支援）

②子育て支援サービス（乳幼児の保育など）



利用した場合の料金は？

ご家庭の所得の状況により利用料金が異なります。

○利用料金（1時間あたり）

利用世帯の区分	生活援助サービス	子育て支援サービス
生活保護世帯、 市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準世帯	150円	70円
上記以外の世帯	300円	150円

（注）子育て支援サービスは、基本単位が2時間となります。

複数の子どもを預ける場合は、2人目から半額。

10円未満の端数が生じた場合は、切り捨て。

利用したい場合はどうすればいいの？

原則、事前に申請が必要となります。

利用を希望される方はお問い合わせください。

◆お問い合わせ先◆

対馬市役所 こども未来課（☎58-1117）までご連絡ください。

対馬市豊玉町仁位380番地（対馬市豊玉庁舎）

